

嬉監告示第1号  
平成28年 2月 5日

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成27年度学校監査（定期監査）の結果を次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 西村 信夫

- 1 監査の対象 嬉野中学校、吉田小学校、塩田小学校、五町田小学校
- 2 監査の実施日 平成28年1月18日、19日、20日
- 3 監査の範囲 平成27年4月1日から12月31日までの予算執行状況及び備品等の管理状況
- 4 監査の方法 各監査対象校において、予算の執行状況については、事前に提出された資料に基づき内容説明を受けるとともに事情聴取及び質疑を行った。また、各種備品等の管理状況については、担当者の立ち会いのもと保管状況を確認した。
- 5 監査の結果
  - (1) 予算の執行状況各監査対象校とも特に予算の執行に遅滞はなく、適正に処理されているものと認めた。  
しかしながら、本市における予算の配分方式による限られた予算組みにより、備品の廃棄等に係る予算の計上ができず、切り詰めた予算による対応を余儀なくされているものがあった。
  - (2) 営繕工事等の実施状況本年度における監査対象校の修繕工事については適正に支出されていた。  
しかしながら、工事契約関係書類の一部で精査印のもれや随意契約の理由の条項に誤りがあるので、工事を発注する課だけでなく、予算を執行する課においても監督義務があることから適正な事務管理をされたい。
  - (3) 学校施設及び備品、薬品等の管理状況いずれの学校においても学校財産及び備品管理については、良好であると認めた。備品の管理に関しては、確実に施錠して保管されていたが、管理台帳の記載内容の不備や使用者及び確認者の印鑑漏れなどが散見され、適正を欠いていた。公用車日誌についても、記載内容の不備や使用者や確認者の印鑑漏れが

散見されていたので適正な管理に努められたい。

監査の結果に関する報告は以上のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次のとおり意見を申し添える。

なお、監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

## 6 意見

各監査対象校ともに児童・生徒の学力向上と豊かな心を育てる教育に力を注がれ、校長先生の知恵袋など、それぞれ熱意ある学校教育の推進を行い、コミュニティスクール等で地域住民と連携した学校運営に努められていた。

そのような中、学校施設については、施設の老朽化や耐震対策について今年度も計画的に工事を実施されているが、校舎の一部で天井のモルタルのはく落やプールの側面や底面の剥離など早急に整備が必要なことから、特に児童・生徒の安全確保については、予算措置を含め早急な対応を行う必要がある。

備品管理については、適正に管理されていたが、耐用年数を過ぎたものなどについては、適正に廃棄処分するなど整理に努められたい。

薬品管理については、引き続き厳正な管理に努められたい。

最後に、将来「歓声が聞こえる嬉野市」を担う心豊かでたくましい「嬉野っ子」を育成するため、学校、家庭、地域の連携を深めながらそれぞれの教育機能を十分発揮し、子供たちの「確かな学力・豊かな人間性・健康な身体」の習得に尽力されたい。